

第一百九十四号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小池百合子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十条の二第二項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条の二に規定する深夜勤務の制限、同条例第十条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十条の三に規定する超過勤務の制限、同条例第十六条に規定する短期の介護休暇、同条例第十七条に規定する介護休暇及び同条例第十七条の二に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

介護と仕事との両立を支援するため、介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大する必要がある。